【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年６月30日
【会社名】	株式会社 東電通
【英訳名】	TODENTSU Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西村 憲一
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋二丁目３番３号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社 東電通関西支店 （大阪市中央区道修町一丁目３番１号） 株式会社 東電通神奈川営業支店 （神奈川県平塚市諏訪町８番１４号） 株式会社 東電通埼玉営業支店 （埼玉県狭山市南入曽477番地５ ） 株式会社 東電通中部支店 （名古屋市中村区太閤一丁目２０番１３号） 株式会社 東電通千葉営業支店 （千葉県成田市赤坂三丁目番２番地 ） 株式会社 東電通神戸支店 （神戸市兵庫区大開通一丁目１番１号）

１ 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

株式会社東電通代表取締役社長西村憲一は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性があります。

２ 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当社事業年度の末日である平成２２年３月３１日を評価の基準日として行われており、評価にあたっては一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な評価範囲を決定しております。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社４社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、持分法適用関連会社１社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標に、当社の主要事業であるＮＴＴ事業と総合システム事業に係わる事業所の売上高の概ね２／３程度に達する事業所を「重要な事業拠点」としております。

選定した拠点において当社事業目的に大きく係わる勘定科目である完成工事高、完成工事未収入金、未成工事支出金に至る主要業務プロセスを評価の対象としております。さらに、財務報告への影響を勘案して見積もりや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスについても、個別に評価対象としております。

３ 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成２２年３月３１日現在の当社の財務報告に係る内部統制 は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。